

## 地域密着型通所介護重要事項説明書

### 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

事業所名：医療法人相羽医院 たんぽぽ TEL：048-983-8872

担当 \_\_\_\_\_ 重要事項説明者 \_\_\_\_\_

### 2 事業所名 医療法人相羽医院 たんぽぽの概要

#### (1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人相羽医院 たんぽぽ
所在地	埼玉県吉川市中央三丁目28番地2
介護保険指定番号	地域密着型通所介護事業 ( 1176400412 号 吉川市)
通常の事業の実施地域	吉川市

#### (2) 営業時間

月～土	午前8：30～午後5：30
-----	---------------

#### (3) サービス提供時間

月～土	午前9：00～午後4：30
-----	---------------

#### 延長サービス提供時間

月～土	(1)午前8：00～午前9：00 (2)午後6：00～午後8：00
-----	-----------------------------------

#### (4) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	名	1名
生活相談員	介護福祉士 (内1名管理者と兼務)	2名	0名	2名
看護職員	看護師・准看護師	0名	3名 (機能訓練指導員と兼務)	3名
機能訓練指導員	看護師・准看護師	0名	3名 (看護職員と兼務)	3名
介護職員	介護福祉士 介護職員初任者研修修了者	1名 (生活相談員と兼務)	名 3名	1名 3名
運転手			1名	1名
職員合計数		2名	8名	9名

※管理者と生活相談員兼務、看護職員と機能訓練指導員兼務の為、合計人数で調整しています。(令和7年10月1日現在)

### 3 サービス内容

地域密着型通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、口腔機能向上、アクティビティ、その他必要な介護等を行います。

### 4 利用料金

#### (1) 利用料

##### ○基本サービス費

時間区分② 7時間以上8時間未満 <sup>※2</sup>

介護保険適用	単位	一割負担分 <sup>※1</sup>	二割負担分	三割負担分
要介護1	753単位	774円	1,547円	2,320円
要介護2	890単位	914円	1,828円	2,742円
要介護3	1,032単位	1,060円	2,120円	3,170円
要介護4	1,172単位	1,204円	2,408円	3,611円
要介護5	1,312単位	1,348円	2,695円	4,043円

※1 吉川市は地域区分「6級地」であるため、単位数に10.27円を乗じた金額が利用料金となります。

なお、上記料金は1回あたりの目安です。実際には1ヵ月のサービス利用（加算含む）合計で計算をいたしますので、その際、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合がございます。

※2 時間区分とは、居宅サービス計画並びに地域密着型通所介護計画に基づいたサービス利用時間となります。

##### ○各種加算

内容	単位	備考
入浴介助加算Ⅰ	40単位	1回につき
延長加算	介護保険による料金規定あり	（利用は応相談）
介護職員処遇改善加算Ⅲ	利用合計に8.0%を乗じた（単位）	が加わります。

※ 介護保険の給付限度額の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。

##### ○自費をいただくもの（介護保険適用外）

食材料費用（おやつ代含む）		800円
おむつ	（持参された場合、費用はかかりません）	100円
歯ブラシ	（持参された場合、費用はかかりません）	実費
レクリエーション材料費	（レクリエーションに参加された場合のみ）	実費
その他日常生活費	（個人で必要な化粧品等）	実費
複写物	一枚につき	10円

#### (2) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1,5キロメートル以内は無料、1,5キロメートルを越えた地点から1キロあたり10円を徴収する。

### (3) キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。サービスが不要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先：医療法人相羽医院 たんぽぽ **TEL 048-983-8872**)

① 利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
② 利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該基本料金の 10 %</li><li>・食材料費（おやつ代含む）1 食分</li></ul>

### (4) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月 20 日までに当月分の料金を請求いたしますので、27 日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。（お支払い方法は、口座自動引落とさせていただきます。口座引落としが出来なかった場合は、現金集金・銀行振込とさせていただきます。尚銀行振込の場合は、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます）

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約後、地域密着型通所介護計画書を作成しサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月までに文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します）

・ お客様が介護保険施設に入所した場合

・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護状態区分が、自立〔非該当〕となった場合

・ 要支援と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・ お客様が亡くなられた場合

#### ④ その他

・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

・ お客様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合させて無理な利用はお断りする場合がございます。

・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。

- ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

## 6 ハラスメントへの対策・取り組み

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

・事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(およびされそうになった)行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意にそぐわない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

※上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者様及びその家族等が対象となります。

・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 7 虐待防止への取り組み

事業所は、ご利用者様の人権の擁護・虐待の防止等の為、指針を整備し責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施する等の措置を講じます。

- ・事業所はご利用者様が成年後見人制度を利用できるよう支援を行います。
- ・当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ・事業者は次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：管理者 氏名：藤江 渚

## 8 感染症への対策・取り組み

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ・従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ・事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 9 業務継続に向けた取り組み

- ・感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定地域密着型通所介護事業の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

## 10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		

## 10 サービス内容に関する苦情の相談窓口

### （1）当事業所お客様苦情相談窓口

担当 藤江 渚（管理者・生活相談員） 電話 048-983-8872

### （2）その他（当事業所以外に、下記の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。）

①吉川市役所 長寿支援課（介護保険給付係）

電話番号 048-982-5119

受付：午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

②埼玉県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口）

電話番号 048-824-2568

受付：午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

## 11 サービス内容に関する評価

評価方法	介護医療連携推進会議 年2回（ 5月／11月（予定） ）
公表の方法	会議録書面による閲覧 ホームページへの掲載
第三者機関による評価の実施状況	あり・なし ありの場合 実施日 令和 年 月 日 機関名

## 【会社の概要】

法人種別・名称 医療法人・医療法人相羽医院  
資 本 金 1, 300万円 ※平成19年3月1日現在  
設 立 平成2年 8月  
所 在 地 埼玉県吉川市栄町888番地1  
理 事 長 相羽 直人  
電 話 048-982-6266

## 【事業内容】

診療所・居宅療養管理指導／訪問介護事業／訪問看護事業／居宅介護支援事業／地域密着型通所介護事業／定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（埼玉県 2拠点）  
サービス付き高齢者向け住宅 たんぽぽの家／特定支援相談事業  
地方公共団体（区市町村）から介護被保険者認定調査業務の受託

### 【事業者】

埼玉県吉川市栄町888番地1  
医療法人相羽医院  
理事長 相羽 直人 印

### 【事業所】

埼玉県吉川市中央三丁目28番地2  
医療法人相羽医院 たんぽぽ（指定番号 1176400412 埼玉県）

説明者氏名 印

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
署名代行事由：

署名代行者氏名 \_\_\_\_\_ 印